

平成14年8月30日
長崎県公安委員会規則第18号の2
最終改正 平成20年8月29日

最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第5条）
- 第2章 最高速度違反行為に係る指示の運用基準等（第6条・第7条）
- 第3章 削除
- 第4章 過積載運転行為に係る指示の運用基準等（第10条・第11条）
- 第5章 過労運転行為に係る指示の運用基準等（第12条・第13条）
- 第6章 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準（第14条 - 第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4、第66条の2第1項の規定及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第1項により読み替えて運用する法の規定による指示の運用基準及び当該指示に基づき長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第75条の2の規定による自動車（重被牽引車を含む。以下「車両」という。）の使用制限をする場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 指示 法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- (2) 指示に係る使用制限 法第75条の2第1項の規定に基づき、公安委員会が車両の使用者（運転代行業法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者（以下「自動車運転代行業者」という。）を含む。以下同じ。）に対して、車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (3) 下命・容認に係る使用制限 法第75条第2項の規定に基づき、公安委員会が車両の使用者に対して、車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (4) 使用者等 車両の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他車両の運行を直接管理する地位にある者をいう。
- (5) 点数の付与 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」とい

う。) 第26条の7第1項の規定により点数を付することをいう。

(6) 累計点数 令第26条の7第1項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る車両に係る違反行為関係累計点数をいう。

(7) 前歴の回数 令第26条の7第1項の表2の備考に規定する前歴の回数をいう。
(指示に係る弁明の機会の付与)

第3条 公安委員会は、指示を行おうとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき、弁明の機会の付与の手続を執る。

第4条 削除

(指示に係る使用制限の対象車両)

第5条 指示に係る使用制限は、指示を受けた使用者が使用し、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた車両を対象として行う。

第2章 最高速度違反行為に係る指示の運用基準等

(指示の運用基準)

第6条 最高速度違反行為(法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為をいう。以下同じ。)に係る指示(以下この章において「指示」という。)は、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、当該車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。ただし、指示の対象となる最高速度違反行為は、車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者については当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られ、自動車運転代行業者については使用者が運転者であった場合も含まれる。また、自動車運転代行業者の場合で、運転代行業法第2条第4項に規定する運転代行業務(以下「運転代行業務」という。)以外の業務に関して行われたときは、自動車運転代行業者以外の運転者がしたものに限られる。

(1) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、当該車両の使用者の業務に関し、過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた場合における当該使用者であるとき。

(2) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情があるとき。

(3) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。

(4) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に指示(運転代行業務中の最高速度違反行為に係る指示を除く。)を受けた者であるとき。

(5) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転

について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

(6) 自動車運転代行業者が、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により、営業停止を命令された者であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

(1) 車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者の場合、前項第1号から第5号のいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなるとき。

(2) 車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者の場合、前項第1号から第5号のいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

(3) 車両の使用者のうち自動車運転代行業者が、前項各号のいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなるとき。

(4) 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業に関し、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

（指示の方法）

第7条 指示は、道路交通法に基づく指示及び自動車の使用制限の処分に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第11号。以下「指示・使用制限規則」という。）第2条に定める指示書を交付して行うものとする。

第3章 削除

第8条 削除

第9条 削除

第4章 過積載運転行為に係る指示の運用基準等

（指示の運用基準）

第10条 過積載運転行為（法第57条第1項に規定する過積載をして車両を運転する行為をいう。以下同じ。）に係る指示（以下この章において「指示」という。）は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次の各号のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。ただし、指示の対象となる過積載運転行為は、車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者については当該車両の使用以外の運転者がしたものに限られ、自動車運転代行業者につい

ては使用者が運転者であった場合も含まれる。また、自動車運転代行業者の場合で、運転代行業務以外の業務に関して行われたときは、自動車運転代行業者以外の運転者がしたものに限られる。

- (1) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、過去1年以内に1回以上の過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき。
- (2) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過積載運転行為をすることを容認していたとき又はこれに準ずるような事情があるとき。
- (3) 車両の使用者等が、当該運転者に過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。
- (4) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に指示を受けた者であるとき。
- (5) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- (1) 前項各号のいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなるとき。
- (2) 前項各号のいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

（指示の方法）

第11条 指示は、指示・使用制限規則第2条に定める指示書を交付して行うものとする。

第5章 過労運転行為に係る指示の運用基準等

（指示の運用基準）

第12条 過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。以下同じ。）に係る指示（以下この章において「指示」という。）は、当該車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、当該使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとき認められないときに限り行うものとする。ただし、指示の対象となる過労運転は、車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者については当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られ、自動車運転代行業者については使用者が運

転者であった場合も含まれる。また、自動車運転代行業者の場合で、運転代行業務以外の業務に関して行われたときは、自動車運転代行業者以外の運転者がしたものに限られる。

- (1) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、当該車両の使用者の業務に関し、過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき。
- (2) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情があるとき。
- (3) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていたとき。
- (4) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に指示を受けた者であるとき。
- (5) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者であるとき。
- (6) 自動車運転代行業者が、過去1年以内に過労運転に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により、営業停止を命令された者であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- (1) 車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者の場合、前項第1号から第5号のいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなるとき。
- (2) 車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者の場合、前項第1号から第5号のいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。
- (3) 車両の使用者のうち自動車運転代行業者が、前項各号のいずれかに該当することとなる過労運転について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなるとき。
- (4) 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業に関し、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

（指示の方法）

第13条 指示は、指示・使用制限規則第2条に定める指示書を交付して行うものと

する。

第6章 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

(処分量定基準)

第14条 令第26条の7に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
(点数の付与)

第15条 点数の付与は、次の各号に定めるところにより、当該指示に係る車両ごとに行い、当該車両ごとに累計点数の計算を行うものとする。

- (1) 点数の付与は、車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者については当該車両の使用者以外の運転者の違反行為の場合に行うが、運転代行業については自動車運転代行業者の違反行為の場合も含まれる。
- (2) 点数の付与は、車両の使用者のうち自動車運転代行業者を除く者の場合は、最高速度違反行為及び過労運転にあつては当該車両の使用者の業務に関して行われた場合、過積載運転行為にあつては当該過積載運転行為に係る車両について措置命令がされた場合に限り行い、自動車運転代行業者の場合は、最高速度違反行為及び過労運転にあつては当該業務に関して行われたとき、過積載運転行為にあつては当該過積載運転行為に係る車両について措置命令がされたときに限り行う。

(前歴の回数)

第16条 前歴の回数は、車両の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのあるすべての車両に係る前歴の回数を考慮するものとする。

2 前歴の回数が1回又は2回以上である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が1回又は2回以上である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合とし、別表に定める前歴の回数が1回、2回又は3回以上に該当することとなる場合についても同様とする。

3 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限(当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。)又は指示に係る使用制限(当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。)の始期の回数を計算するものとする。

(期間の計算)

第17条 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

2 令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」という場合における期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算する。この場合、1年は、365日とする。

3 この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期間を

超えることとなるときは、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

(処分の軽減)

第18条 次に掲げる事情がある場合であって、当該車両の使用の本拠における車両の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。この場合においては、違反行為の内容及び被処分者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮するものとする。

(1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する車両の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合

(3) その他情状酌量すべき事情がある場合

(処分が競合する場合等における取扱い)

第19条 同一の車両に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

2 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

(補則)

第20条 この規則の実施について必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則(平成18年長崎県公安委員会規則第23号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成20年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

別表（第14条、第16条関係）

処分量定の基準

前歴の回数	累計点数				
	車種	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

(注)：1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車、中型自動車又は重被牽引車をいう。

：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。